

いじめ防止に向けて

(1) 戸河内小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき、本校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及び適切な対応（以下、「いじめの防止等」という。）について、基本的な考え方や具体的な対応等に、またそれらを実施するための体制について示すものである。

2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、「法」第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

(1) いじめの問題への認識

ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、児童の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。

イ いじめは、全ての児童に関係する問題である。

(2) いじめの早期発見

ア 短期間であっても、軽微なものであっても、児童が発するサインを見逃さず、いじめの早期発見に努める。児童の日記や学級ノート、班ノート等の記述、態度や会話などの中から、いじめの兆候がないか等を日常的に観察する。

イ 定期的に学校独自のアンケート調査や聞き取り調査などを実施したり、教職員

間・保護者・地域などから広く情報を収集したり、発信したりして、いじめの早期発見に努める。

ウ 教育相談体制や生徒指導体制を充実させ、全教職員で情報を共有できる組織体制を確立する。教育相談は、主として担任が面談を行うが、迅速な情報収集、面談の規模の大きな場合などケースによっては、管理職、養護教諭が教育相談を行う。

(3) いじめの問題への指導方針

ア いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている児童の立場に立って指導する。

イ 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるように指導する。

ウ いじめの問題への対応は、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題であり、児童一人一人の個性に応じた指導の徹底や児童自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなど望ましい集団づくりとあわせて指導する。

(4) いじめの問題への対応

ア いじめの防止については、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。

イ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。

ウ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

エ 本校は、小規模校で児童数が少ないため、児童が十分納得できるように、面談の回数、時間の確保をしていく。

4 実施体制

いじめの問題に取り組むにあたり教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等やいじめへの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、校内に設置している「いじめ防止委員会」を活用する。

この委員会の構成、役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改訂する。

5 いじめの防止等に係る具体的な対応

安芸太田町立戸河内小学校「いじめ防止委員会」設置要綱【具体的な取組】にそって対応する。

6 重大事態への対応

いじめの中には、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、安芸太田町教育委員会と連携の下、校内に設置している「いじめ防止委員会」を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」（仮称）

を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（法第28条第1項第1号）
- 二 いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（同第2号）

(2) 具体的な対応

発生事案について、「いじめ防止委員会」において重大事態と判断した場合は、安芸太田町教育委員会に報告し、連携し、「重大事態対応プロジェクトチーム」（仮称）を編成し、いじめられた児童を守ることを最優先としながら、適切な対応や調査を迅速に行う。また、状況によっては、安芸太田町長（町教育長）、（県知事（県教育長））の再調査を実施することもある。

① 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム（仮称）編成
- (ウ) 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) P T A 役員等との連携
- (オ) 関係児童への指導
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校児童への指導

② 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

③ 再発防止への取組み

- (ア) 教育委員会との連携のもと、外部有識者の招聘による対策の策定
- (イ) 問題の背景・課題の整理、教訓化
- (ウ) 取組みの見直し、改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

7 取組みの検証と実施計画等の見直しについて

- (1) 「いじめ防止委員会」において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- (2) 「いじめ防止委員会」において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校児童数など、いじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。